

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和7年4月1日～)

十和田市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成	算定単位	
種類	項目			単位数		
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 1176単位 (2)1週に2回程度の場合 2349単位 (3)1週に2回を超える程度の場合 3727単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		日割の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		日割の場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 12単位減算 (2)1週に2回程度の場合 23単位減算 (3)1週に2回を超える程度の場合 37単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		日割の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		日割の場合	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 12単位減算 (2)1週に2回程度の場合 23単位減算 (3)1週に2回を超える程度の場合 37単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		日割の場合	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		日割の場合	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ロ 初回加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	月1回程度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算 (1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の145/1000 加算		

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表(令和7年4月1日～)

十和田市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合			1,798 1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割			1,798単位	日割の場合 59単位 59 1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12				3,621 1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割			3,621単位	日割の場合 119単位 119 1日につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位減算 -18 1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			事業対象者・要支援2		1単位減算 -1 1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12					36単位減算 -36 1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					1単位減算 -1 1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位減算 -18 1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			事業対象者・要支援2		1単位減算 -1 1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12					36単位減算 -36 1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割					1単位減算 -1 1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の15%加算 1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の15%加算 1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376単位減算 -376 1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2		752単位減算 -752
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算 -47 片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算 100 1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算 240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算			50単位加算 50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算			200単位加算 200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150単位加算 150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位加算 160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算			480単位加算 480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	チ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1 88単位加算 88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2 176単位加算 176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 72単位加算 72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2 144単位加算 144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1 24単位加算 24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ			事業対象者・要支援2 48単位加算 48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算 100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算 200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算 20 1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算 5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算			40単位加算 40 1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ロ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1位数の92/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単	定員超過の 場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単	看護・介護 職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき

AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表(令和7年4月1日～)

十和田市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	442単位			442	1月につき
AF	2113	介護予防ケアマネジメント		高齢者虐待防止措置未実施減算			438	
AF	2115	介護予防ケアマネジメント		4単位減算	業務継続計画未策定減算	4単位減1	434	
AF	2117	介護予防ケアマネジメント		業務継続計画未策定減算			4単位減1	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	□ 初回加算	300単位加算			300	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算			300	